

秦野市工事成績評定結果の公表に関する要領

(趣旨)

- 1 この要領は、秦野市工事成績評定要領第 11 の規定により、本市が発注する請負工事の成績評定結果を公表するに当たり、必要な事項を定める。

(公表の対象)

- 2 公表の対象は、秦野市工事等の監理監督及び検査規程(昭和60年秦野市訓令甲第3号。以下「規程」という。)の第2条第1項に定める工事で、規程第28条の規定により工事成績の評定を行った工事とする。

(公表の内容)

- 3 公表は、検査主管課が月ごとに作成する工事成績評定結果調書(別記様式)により行うこととし、その内容は工事名、工事場所、請負人及び評定点(工事成績採点表(秦野市工事成績評定要領(平成10年4月1日施行第1号様式))における評定点合計をいう。

(公表の時期)

- 4 公表の時期は、検査主管課において評定点を月単位でまとめた後、速やかに公表するものとする。

(公表の場所)

- 5 公表の場所は市役所行政情報閲覧コーナーとする。

(公表の期間)

- 6 公表の期間は、検査を実施した年度とその翌年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に成績評定を行う工事について適用する。